

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 4-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 4-2 に示しています。許可申請書等書類は、申請対象地を管轄する各土木事務所（建築係）で申請受理し、その後進達され群馬県建築課で審査となります。

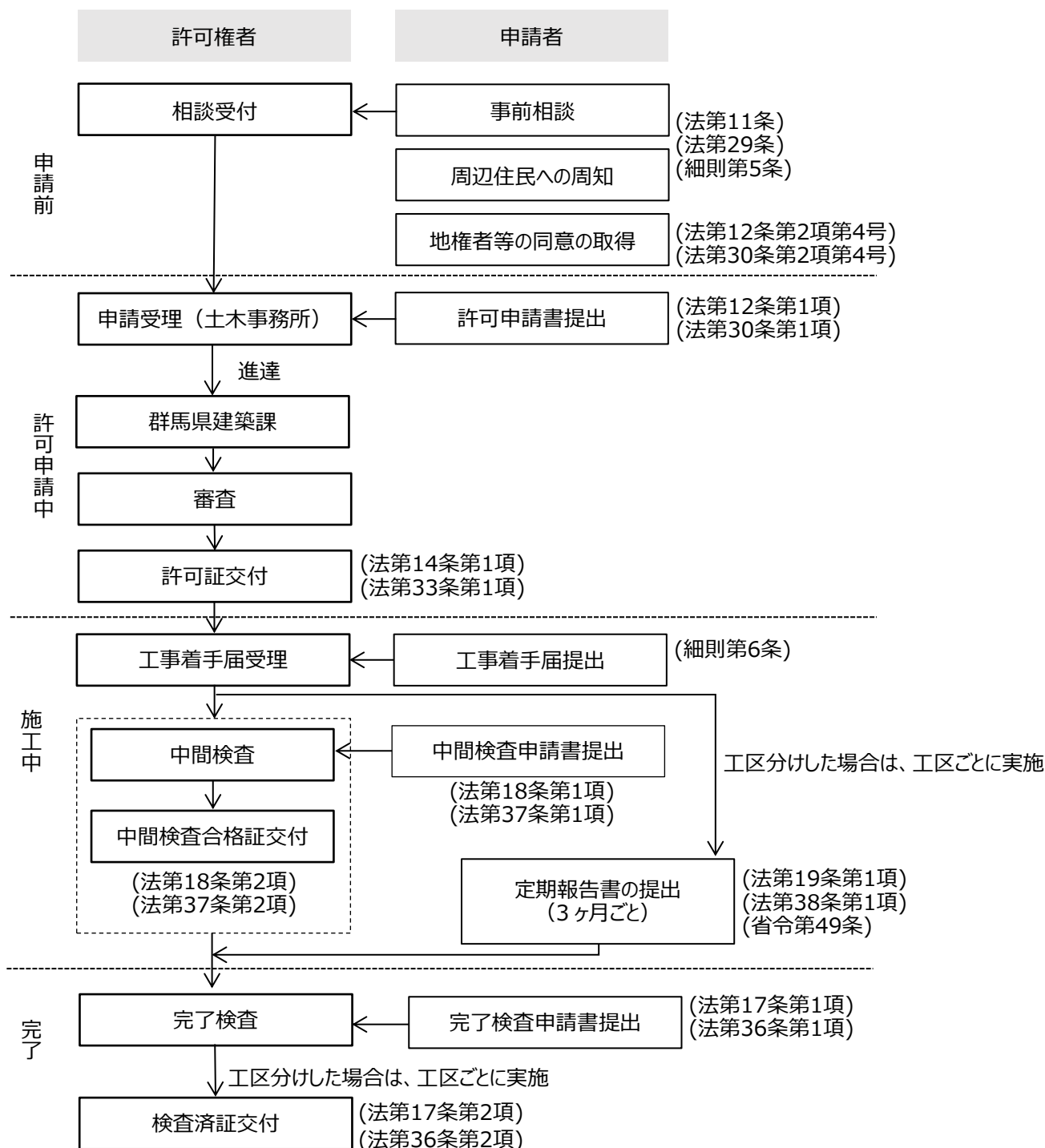


図 4- 1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

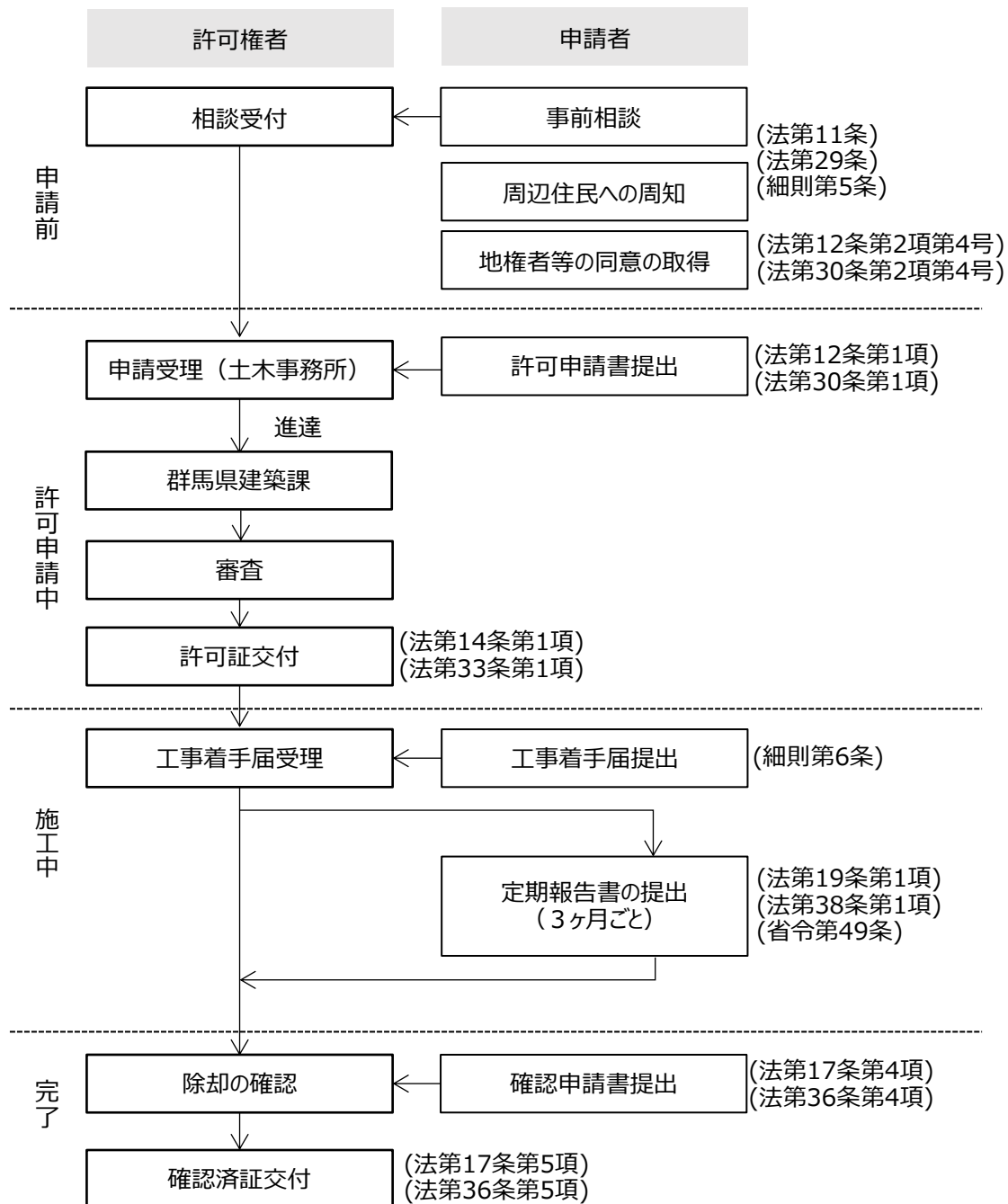


図 4-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

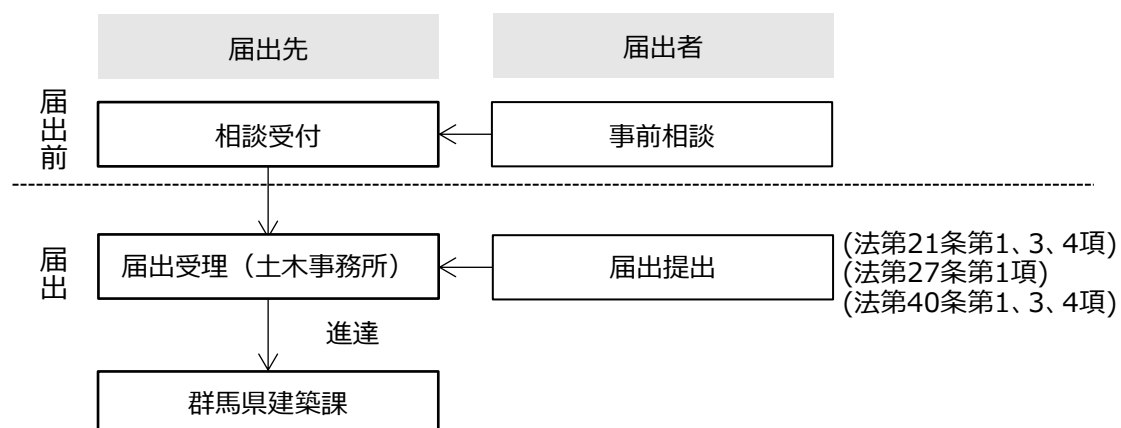


図 4-3 届出に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

県では、標準処理期間を次のように定めています。

表 4-1 標準処理期間

項目	経由事務（日）	処理期間（日）
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可	4	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可	4	30
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の完了検査	4	14
宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査	4	14
土石の堆積に関する工事の許可	4	14
土石の堆積に関する工事の変更許可	4	14
土石の堆積に関する工事の除却確認	4	14

4.3 許可申請又は届出に必要な書類等

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。申請の際は、正本 1 部、副本 2 部の計 3 部を提出してください。

申請書の提出先は工事等を行う場所により異なります。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 4-4 から表 4-7 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

表 4-2 申請又は届出の提出先

提出先	郵便番号/所在地	電話番号	受理範囲
前橋土木事務所 (建築係)	371-0051 前橋市上細井町 2142-1	(直通) 027-234-4215	伊勢崎市、渋川市、北群馬郡榛東村、北群馬郡吉岡町、佐波郡玉村町
高崎土木事務所 (建築係)	370-0805 高崎市台町 4-3	(直通) 027-322-4300	藤岡市、富岡市、安中市、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町
中之条土木事務所 (建築係)	377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 709-1	0279-75-3047	吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡嬬恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町
沼田土木事務所 (建築係)	378-0031 沼田市薄根町 4412	0278-24-5511	沼田市、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村、利根郡みなかみ町
太田土木事務所 (建築係)	373-0033 太田市西本町 60-27	(直通) 0276-32-2937	桐生市、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、邑楽郡千代田町、邑楽郡大泉町、邑楽郡邑楽町

表 4-3 審査機関

審査機関	郵便番号/所在地	電話番号	審査範囲
群馬県 (県土整備部建築課 盛土安全推進室)	371-8570 前橋市大手町一丁目1-1	(直通) 027-898-3941 027-898-3942	県内全域 (中核市を除く)

表 4-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 1 項 省令第 63 条第 1 項	☐ 許可申請書 (国様式 様式第 2)		○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 1 項第 1 号	☐ 届出書 (国様式 様式第 19)		－	○
3	大臣認定擁壁を証する書類				
	令第 17 条	☐ 認定書 (大臣認定書)	構造材料又は構造方法が令第 8 条第 1 項第 2 号及び第 9 条から第 12 条までの規定によらず、国土交通大臣がこれらの規定による擁壁と同等以上の効力があると認めた擁壁	○	－
4	構造計算書				
	省令第 7 条第 1 項第 2 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合	○	－
5	安定計算書				
	令第 7 条第 2 項第 2 号 令第 8 条第 1 項第 1 号 省令第 7 条第 1 項第 3 号、4 号、12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号、2 号	☐ 土質試験等に基づく地盤の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場合 ①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地	○ ○	－ －
6	設計者の資格を証する書類				
	令第 22 条 省令第 7 条第 1 項第 5 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 建設省告示第 1005 号 細則第 5 条	☐ 設計者の資格に関する申告書 (県様式 別記様式第 2 号) ☐ 卒業証明書 ☐ 在学期間を証明する書類 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 資格証明書 (技術士又は一級建築士)	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な 必要書類は設計者により異なるため、5.6 を参照すること	○	－
7	現況写真				
	省令第 7 条第 1 項第 6 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号	☐ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ☐ 写真位置図 (撮影した写真の位置を明示)		○	○

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 7 号、8 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 (省令第 58 条第 1 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員全員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもので住所氏名が確認できる書類	○	○
9	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第 7 条第 1 項第 9 号、12 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 5 条	☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書（県様式 別記様式第 5 号） ☐ 資金計画書（国様式 様式第 3） ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 以下を誓約する書類 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約書（参考様式） ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）		○	—
		工事主が個人の場合 ☐ 所得税の納税証明書（その 1）（直前 3 年間）			

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
	細則第 5 条第 2 項第 8 号に定めるその他知事が必要と認める書類	工事主が法人場合 ☐ 法人税の法人税の納税証明書（その 1）（※） ☐ 事業経歴書 ☐ 貸借対照表（※） ☐ 損益計算書（※） ☐ 株主資本等変動計算書（※） ☐ 個別注記表（※） （※）直前 3 年の各事業年度 ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（株主調書）（参考様式） 保有株式が発行済み株式数の 2 分の 1 を超える株主又は出資の額の 2 分の 1 を超える額に相当する出資者がいる場合 ①個人の場合 ☐ 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもので住所氏名が確認できる書類 ②法人の場合 ☐ 法人の登記事項証明書		○	—
10	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第 7 条第 1 項第 10 号、12 号	☐ 同意書（県様式 別記様式第 3 号）		○	—
	省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 5 条第 2 項第 1 号、第 2 号	☐ 不動産登記法第十四条第一項に規定する地図の写し又は、同法同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し ☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書		○	○

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
11	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第 11 条 省令第 7 条第 1 項第 11 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 5 条	☐ 周知措置報告書（県様式 別記様式第 4 号） 説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの		○	—
12	施行者の能力を証する書類				
	法第 12 条第 2 項第 3 号 法第 30 条第 2 項第 3 号 省令第 7 条第 1 項第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 2 号（省令第 58 条第 1 項第 2 号） 細則第 5 条	☐ 工事施行者の能力に関する申告書（県様式 別記様式第 6 号） ☐ 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.4 を参照すること	○	○
13	排水能力を確認する書面				
	省令第 7 条第 1 項第 12 号 省令第 63 条第 1 項第 2 号（省令第 58 条第 1 項第 2 号）	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類		○	○

表 4-5 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
14	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
15	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
16	土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖 ・擁壁 ・崖面崩壊防止施設 ・排水施設 ・地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカー その他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
17	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
18	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・水の流れの方向 ・吐口の位置 ・放流先の名称	1/500 以上		○	○
19	崖の断面図	・崖の高さ及び勾配 ・土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	○	○
20	擁壁の断面図	・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 ・必要地耐力 ・床付面の地耐力を確認すること ・構造計算書及び大臣認定条件に設計条件が適合していること	1/50 以上		○	○

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
21	擁壁の背面図	・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 (1箇所／3m) ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○
22	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上		○	○
23	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	○	○
24	排水施設の構造図		指定なし		○	○
25	求積図	・土地の面積及び盛土又は切土をする土地の部分	指定なし		○	○
26	擁壁展開図	・基礎の寸法 ・擁壁の位置及び寸法	指定なし		○	○

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 4-6 から表 4-7 のとおりです。

表 4-6 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事 の許可申請書 (国様式 様式第 4)		○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書 (国様式 様式第 2 0)		－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等 の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地 確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止する ための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水 の浸透防止措置に関する 計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に 関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を 防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする 土地及びその付近の状況 を明らかにする写真 ☐ 写真位置図（撮影した写 真の位置を明示		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書 類 申請者が法人の場合 ☐ 法人の登記事項証明書 ☐ 役員全員の氏名及び住所 を証する書類	氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類) は、住民票 の写し（個人番号の記載のない もの）、個人番号カードの写し (表面のみ)、運転免許証又は パスポート等の公的な機関が 発行したもので住所氏名が確認 できる書類	○	○

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 7 号、 10 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 技術的助言 別紙 細則第 5 条	☐ 工事主の資力及び信用に関する申告書（県様式 別記様式第 5 号） ☐ 資金計画書（国様式 様式第 3） ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 以下を誓約する書類 ☐ 宅地造成及び特定盛土等規制法に違反していない旨などの誓約する書類（参考様式） ☐ 暴力団員等に該当しない旨の誓約書（参考様式）			
	細則第 5 条第 2 項第 8 号に定めるその他知事が必要と認める書類	工事主が個人の場合 ☐ 所得税の納税証明書（その 1）（直前 3 年間）			
		工事主が法人場合 ☐ 法人税の法人税の納税証明書（その 1）（※） ☐ 事業経歴書 ☐ 貸借対照表（※） ☐ 損益計算書（※） ☐ 株主資本等変動計算書（※） ☐ 個別注記表（※） （※）直前 3 年の各事業年度 ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（株主調書）（参考様式）		○	—

綴じ順	書類名				書類の要否	
		根拠規定	内 容	備 考	申請	届出
7			保有株式が発行済み株式数の2分の1を超える株主又は出資の額の2分の1を超える額に相当する出資者がいる場合 ①個人の場合 ☐ 住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもので住所氏名が確認できる書類 ②法人の場合 ☐ 法人の登記事項証明書		○	—
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類					
		省令第7条第2項第8号、10号 省令第63条第2項第1号 細則第5条	☐ 同意書（県様式 別記様式第3号） ☐ 不動産登記法第十四条第一項に規定する地図の写し又は、同法同条第四項に規定する地図に準ずる図面の写し ☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書		○	—

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第 11 条 省令第 7 条第 1 項第 11 号 省令第 63 条第 1 項第 1 号 細則第 5 条	☐ 周知措置報告書（県様式 別記様式第 4 号） 説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの		○	—
10	施行者の能力を証する書類				
	法第 12 条第 2 項第 3 号 法第 30 条第 2 項第 3 号 省令第 7 条第 2 項第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 2 号（省令第 58 条第 2 項第 2 号） 細則第 5 条	☐ 工事施行者の能力に関する申告書（県様式 別記様式第 6 号） ☐ 法人の登記事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.4 を参照すること	○	○

表 4-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考	図面の要否	
					申請	届出
11	位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上		○	○
12	地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする	○	○
13	土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	○	○
14	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること	○	○
15	排水施設の構造図		指定なし		○	○
16	求積図	・土地の面積及び土石の堆積を行う土地の部分	指定なし		○	○

4.4 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

代理の範囲は、申請書類の提出及び連絡調整に限られます。行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

Point

・建築を伴う場合には、建築士（建築士法第23条の規定により登録をしている建築士事務所の管理建築士又は所属建築士に限る）による書類作成の代理も可能です。（建築士法第21条）

4.5 申請手数料

申請に当たっては、群馬県宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例に定める手数料が必要です。手数料の額は表 4-8 から表 4-9 のとおりです。

表 4-8 事務別申請手数料①

手数料（1件につき）		
切土または盛土（土石の堆積）をする土地の面積	宅地造成・ 特定盛土等	土石の堆積
500m ² 以内のもの	15,000 円	13,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	26,000 円	16,000 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	37,000 円	18,000 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	55,000 円	21,000 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	66,000 円	29,000 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	89,000 円	33,000 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	141,000 円	39,000 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	216,000 円	53,000 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	336,000 円	72,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	475,000 円	106,000 円
100,000 m ² を超えるもの	613,000 円	129,000 円

表 4-9 事務別申請手数料②

手数料（1件につき）	
中間検査をする土地の面積	中間検査
500 m ² 以内のもの	3,700 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	3,700 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	3,700 円
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以内のもの	3,700 円
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	5,600 円
5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	5,600 円
10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	5,600 円
20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	9,400 円
40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	16,000 円
70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	28,000 円
100,000 m ² を超えるもの	39,000 円

※変更許可手数料

- ・工事計画の変更：面積の区分に応じた手数料の 1 / 10
- ・面積増加の変更：増加する面積の区分に応じた手数料
- ・その他の変更：10,000 円

4.6 許可又は不許可の通知

法 律

（許可証の交付又は不許可の通知）

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

※特定盛土等規制区域については、法第三十三条で同様に規定

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

Point

・工事の着手とは、土地の形質変更の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指します。

4.7 許可情報の公表

法 律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第三十条で同様に規定

省 令

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法)

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項)

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、省令第六十四条で同様に規定

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る公表事項)

第六十五条 法第三十条第四項の主務省令で定める事項は、第十条各号に掲げる事項とする。この場合において、同条第一号中「宅地造成等」とあるのは、「特定盛土等又は土石の堆積」と読み替えるものとする。

解説

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を HP 等により公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。